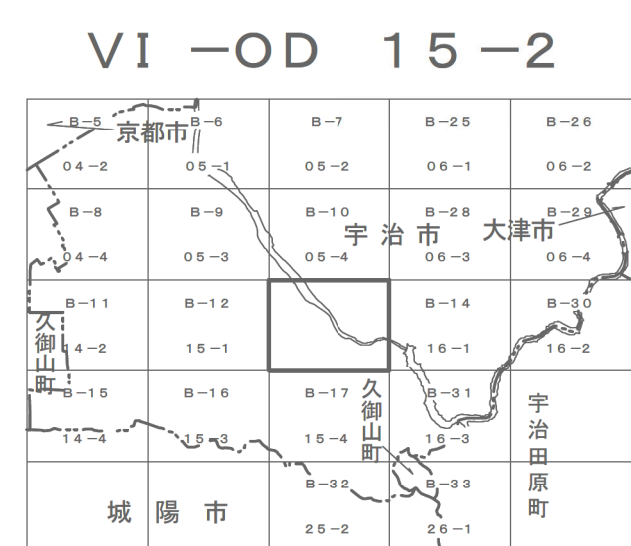


B-13



京 都 府
宇 治 市

	普通建物	▲ 37.2	三角点
	堅ろう建物	□ 25.62	水準点
	堅ろう建物	● 42.3	多角点及び標高を 有する図根点等
	普通無壁倉	▽ 35.6	公共用水点
	普通無壁倉	■ 25.73	公共用水点
	堅ろう無壁倉	・ 12.3	標高を有しない 図根点
	堅ろう無壁倉	・ 15.8	図根点
	堅ろう無壁倉	▲ 37.2	電子基準点

[illegible][illegible]

田	田	果樹園	園庭
畑	畑	その他の樹木園	荒地
さとうきび畑	芝地		試作地
バナナ畑	広樹 薬林		しの地
桑畑	針樹 薬林		やわ科樹
茶畑	竹林		湿地

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度日線は10秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等距離の間隔は2メートル
「経緯度数値及び平面直角座標値は、世界測地系に

VI -OD 15-2

[illegible]

(※ 第一種処置任地専用地域、第二種処置任地専用地域及び工業地域は建築基準法第22条第1項の地域に含まれます。

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令8近公第120号

宇治市
株式会社パスコ調製

VI -OD 15-2